

高松市あんしん通報サービス事業（外出型）登録事業者募集要領

1 目的

高松市が、高松市あんしん通報サービス事業の利用者として利用承認した在宅のひとり暮らし高齢者、重度身体障害者等に対し、利用者の生活における不安の軽減や急病、災害その他緊急時に迅速かつ適切な対応を図るとともに、ひとり暮らし高齢者等の見守り体制を整備するため、高松市あんしん通報サービス事業（外出型）を実施することが可能で、登録事業者の指定を受けようとする参加事業者を募集します。

2 登録事業者の概要

（1）事業名

高松市あんしん通報サービス事業（外出型）

（2）業務内容

別添高松市あんしん通報サービス事業（外出型）仕様書のとおり

（3）登録期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

登録事業者の募集は3年ごとに実施する。

募集期間以外での高松市あんしん通報サービス事業者（外出型）登録申請は受け付けない。

3 応募資格

登録事業者の応募に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とします。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- （2） 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （3） 公告の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止を受けていないこと。
- （4） 登録事業者申請書等の提出の時点において、国、都道府県、及び市区町村税の滞納がないこと。
- （5） 登録を申請する申請日現在、高松市入札参加者名簿に登載されていること。
※ 高松市入札参加資格者名簿（物品089-099その他の業務委託・役務の提供）
- （6） 過去5年以内において、緊急通報業務及び相談業務について、地方公共団体から直接受託し、かつ、その委託業務を履行し、成果物を納品した実績を有していること。

4 登録募集関係資料の交付

（1） 資料名

- ア 高松市あんしん通報サービス事業（外出型）登録事業者募集要領
- イ 高松市あんしん通報サービス事業（外出型）仕様書

ウ 関係様式

- (ア) 様式1 高松市あんしん通報サービス事業者（外出型）登録申請書
- (イ) 様式2 高松市あんしん通報サービス事業（外出型）初期費用の料金
- (ウ) 様式3 レンタル装置明細書
- (エ) 様式4 業務確認書

(2) 交付期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月15日（月）まで

(3) 交付方法

高松市ホームページ「もっと高松」上からのダウンロードにより交付する。

5 質問事項の受付

(1) 受付期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月8日（月）午後5時まで

(2) 受付方法

質問及び回答書（様式第1号）に質問内容を記入し、7（2）提出先に記載の電子メールアドレスに、電子メールで提出すること。電子メール送信後、確認のため必ず電話連絡すること。原則として、電話等による質問には応じません。

(3) 回答期限と方法

令和7年12月10日（水）まで随時

回答は、質問及び回答書（様式第1号）を受領後、提出者に電子メールで回答するとともに、ホームページ内で閲覧に供する。

(4) 受け付けない項目

- ア 電話、口頭等、5（1）以外の方法による質問
- イ 他の応募者からの提出状況に関する質問
- ウ 受付期間以外の質問
- エ その他本募集に関係のない質問

(5) その他

質問に対する回答は、本募集要領、仕様書に対して、追加又は修正したものとみなす。

6 登録事業者申請書等の提出

(1) 提出書類

提出期限までに次の書類を提出してください。なお、提出された書類等は返却しません。

- ア 様式1 高松市あんしん通報サービス事業者（外出型）登録申請書
- イ 様式2 高松市あんしん通報サービス事業（外出型）初期費用の料金
- ウ 様式3 レンタル装置明細書
- エ 様式4 業務確認書

(2) 提出部数

紙ベース：原本1部

(3) 高松市あんしん通報サービス事業（外出型）初期費用の料金（様式2）

利用者と登録事業者が契約した装置の初期費用の金額（消費税及び地方消費税を含む）を初期費用の料金の欄に記載してください。

初期費用の料金に含まれる内容を詳細に記入してください。

初期費用の料金に含まれないオプションは記入しないでください。

(4) 業務確認書（様式4）

ア 業務確認書の質問に回答してください。

イ フロー図添付を求める質問には、A4サイズで添付してください。両面印刷で印刷の色は、カラー、白黒を問いません。記号・略称等を使用する場合、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述してください。

7 登録事業者申請書等の提出期間

(1) 受付期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月15日（月）午後5時まで。

午前8時30分から午後5時まで。ただし、土・日を除きます。

(2) 提出先

持参又は郵送（書留郵便で期限内必着）により提出すること。

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号 高松市役所2階 22番窓口

高松市健康福祉局 長寿福祉部 福祉事務所 長寿福祉課 在宅福祉係

電話 087-839-2346 FAX 087-839-2352

電子メール chouju@city.takamatsu.lg.jp

8 ヒアリングの実施

必要に応じ、業務確認書に基づいてヒアリングを実施します。

9 登録事業者の選定

高松市あんしん通報サービス事業実施要綱（外出型）第4条第1号に基づき、おおむね5者を選定します。6者以上の応募があった場合は、業務確認書により、初期費用料金、緊急対応、相談対応、かけつけ対応、独自のサービス、その他の6項目で評価選定します。

なお、評価選定は非公開とします。

評価選定終了後、登録事業者として承認された参加事業者に対し、高松市あんしん通報サービス事業者（外出型）登録通知書を通知します。

評価選定された事業者が前記3の資格要件を満たさなくなったとき、又は不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、事業者登録を取り消します。

10 登録事業者との契約

登録事業者として承認された参加事業者については、承認後、本市が指定する期間において契約を締結します。

11 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 前記3の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合

12 登録事業者募集の中止等

高松市がやむを得ない理由等により本登録事業者募集を実施することができないと認めるときは、本登録事業者募集の実施を中止又は取り消すことがあります。その場合、提出された書類等は返却しません。また、本登録事業者募集への申請事業者が損害を受けることがあったとしても、高松市はその責を負いません。

13 適正な労働条件の確保に関する項目

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めてください。

14 その他留意事項

- (1) 本登録事業者募集に参加する一切の費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (2) 書類提出後の提案等の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 提出書類の著作権は申請事業者に帰属しますが、高松市が本登録事業者募集の結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (4) 提出書類は、事業者の選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することができます。

15 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johkokai/kojinjoho/kohyo.html>

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に關し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表しています。御留意ください。

詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosya/nyusatsu/keiyaku_kanrika/shimeiteishi.html